省　令

○国土交通省令第三十六号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十九日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者） **第三条**　法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～九　（略） 十　著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害であって発生した日から起算して国土交通大臣が定める期間を経過していないものにより滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（国土交通大臣が定めるものを除く。）若しくはこれに準ずる区域として国土交通大臣が定めるものに当該災害が発生した日において住所を有していた者 十一　（略）	（法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者） **第三条**　法第二条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～九　（略） 十　著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害であって発生した日から起算して国土交通大臣が定める期間を経過していないものにより滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（国土交通大臣が定めるものを除く。）若しくはこれに準ずる区域として国土交通大臣が定めるものに当該災害が発生した日において住所を有していた者 十一　（略）

附　則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。